

国内受注型企画旅行取引条件書

2021.10.1 版

※お申込みの際は必ずこの旅行条件書をお読みください。

この書面は旅行業法第 12 条の 4 に定めるところの取引条件の説明書面及び同法第 12 条の 5 に定めるところの契約書面の一部となります。

1. 受注型企画旅行契約

「受注型企画旅行契約」(以下「契約」といいます。)とは、当社がおお客様の依頼により、旅行の目的地及び日程、お客様が提供を受けることができる運送等サービスの内容並びにお客様が当社に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより旅行を実施する旅行契約をいいます。

2. 契約の申込み

1. 当社がおお客様に交付した企画の内容に関し契約を希望される場合は、申込金(旅行代金の一部または全額)を提出していただきます。
2. 当社は団体・グループを構成するお客様の代表としての契約責任者から旅行申込みがあった場合、契約の締結及び解除に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなします。
3. 契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。
4. 当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予想される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。
5. 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。
6. 健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障がいのある方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬(盲導犬、聴導犬、介助犬)をお連れの方その他特別の配慮を必要とする方は、お申込みの際に、参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出ください。(旅行契約成立後にこれらの状態になった場合も直ちにお申し出ください。)あらかじめ当社からご案内申し上げますので旅行中に必要となる措置の内容を具体的に申し出てください。当社は、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。これに際して、お客様の状況及び必要とされる措置についてお伺いし、又は書面でそれらを申し出てください。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は原則としてお客様の負担とします。

3. 契約締結の拒否

当社は、次に掲げる場合においては、受注型企画旅行契約の締結に応じないことがあります。

1. 当社の業務上の都合があるとき。
2. お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき。
3. お客様が暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋その他の反社会的勢力であると認められる場合はご参加をお断りすることがあります。
4. お客様が当社らに対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行った場合は、ご参加をお断りすることがあります。
5. お客様が風説を流布し、偽計を用い若しくは威迫を用いて当社らの信用を毀損し若しくは当社らの業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行った場合は、ご参加をお断りすることがあります。

4. 契約の成立時期

1. 契約は当社が契約の締結を承諾し、申込金を受理した時に成立します。
2. 当社は契約責任者と契約を締結する場合、書面による特約をもって、申込金の支払いを受けることなく契約の申込みを受けることがあります。この場合、契約の成立の時期は、当該特約書面を交付したときに成立します。
3. 申込金は、旅行代金、取消料、その他のお客様が当社に支払う金銭の一部に充当します。
4. 通信契約は(1)の規定にかかわらず、当社がおお客様の承諾の通知を受けて、同申込みを承諾する旨の通知を発した時に成立するものとします。

5. 契約書面の交付

1. 当社は契約の成立後速やかに、お客様に、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面を交付します。
2. 契約書面を交付した場合において、当社が契約により手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、前項の契約書面に記載するところによります。

6. 確定書面

1. 契約書面において、確定された旅行日程又は運送若しくは宿泊機関の名称を記載できない場合には、当該契約書面において利用予定の宿泊機関及び表示上重要な運送機関の名称を限定して列挙した上で、当該契約書面交付後、旅行開始日の前日(旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 7 日目に当たる日以降に旅行の申込みがなされた場合にあっては旅行開始日)までの当該契約書面に定める日までにこれらの確定状況を記載した確定書面を交付します。
2. 前項の場合において、手配状況の確認を希望するお客様から問い合わせがあったときは、確定書面の交付前であっても、当社は迅速かつ適切にこれに回答します。
3. 確定書面を交付した場合には、当社が手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、当該確定書面に記載するところに特定されます。

7. 旅行代金の支払い時期と旅行代金の変更

1. 旅行代金の額は、企画書面に記載します。旅行代金は、旅行出発日までの当社が定める期日までにお支払いください。

2. 利用する運送機関について、適用を受ける運賃・料金(以下「適用運賃・料金」といいます。)が、著しい経済情勢の変化等により、企画書面に記載した基準日において有効なものとして公示されている適用運賃・料金に比べて、通常想定される程度を大幅に越えて改定されたときは、その差額だけ旅行代金を増額又は減額することがあります。当社は旅行代金を増額する場合は旅行出発日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前に通知するものとし、この場合お客様は、旅行開始日前に企画料金又は取消料を支払うことなく契約を解除することができます。適用運賃・料金が減額された場合は、その差額だけ旅行代金を減額します。
3. 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合において、契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更となったときは、契約書面に記載したところにより旅行代金の額を変更することがあります。

8. 契約内容の変更

1. お客様から契約内容の変更の求めがあったときは、当社は可能な限りお客様の求めに応じます。この場合、当社は旅行代金を変更することがあります。
2. 当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全且つ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、旅行者にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の受注型企画旅行の内容を変更することがあります。但し、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。

9. お客様の交替

1. 当社と契約を締結したお客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を第三者に譲り渡すことができます。
2. 第1項の契約上の地位の譲渡は、当社の承諾があったときに効力を生ずるものとし、以後、旅行契約上の地位を譲り受けた第三者は、お客様の当該契約に関する一切の権利及び義務を承継するものとします。

10. お客様による旅行契約の解除

1. お客様から企画料金又は取消料をいただく場合
 - [1]お客様は、企画書面記載の企画料金又は取消料を支払って契約を解除することができます。但し、当社が、運送・宿泊機関等が定める取消料、違約料その他の運送・宿泊機関等との間の旅行サービスに係る契約の解除に要する費用(以下、「運送・宿泊機関取消料等」という。)の金額を、企画書面において証憑書類を添付して明示したときは、お客様が旅行開始前に旅行契約を解除した場合の取消料については、企画書面記載の取消料の金額にかかわらず、当社が運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払わなければならない運送・宿泊機関取消料等の合計額以内の金額とします。
 - [2]当社の責任とならないローンの手続き等の事由によりお取消しの場合も企画書面記載の企画料金又は取消料をいただきます。
2. お客様からの企画料金又は取消料をいただかない場合
お客様は次に掲げる場合において、前項の規定にかかわらず旅行開始前に企画料金又は取消料を支払うことなく契約を解除することができます。
 - [1]旅行契約内容に以下に例示するような重要な変更が当社によって行われたとき。
 - a. 旅行開始日又は終了日の変更
 - b. 入場する観光地、観光施設(レストランを含みます。)、その他の旅行の目的地の変更
 - c. 運送機関の「設備及び等級」のより低いものへの変更
 - d. 運送機関の種類又は会社名の変更
 - e. 本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更
 - f. 宿泊機関の種類又は名称の変更
 - g. 宿泊機関の客室種類、設備、景観その他の客室の条件の変更
 - [2]旅行代金が増額されたとき(お客様から契約内容の変更の求めがあった場合を除きます。)
 - [3]天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
 - [4]当社がお客様に対し、期日までに確定書面を交付しなかったとき。
 - [5]当社の責に帰すべき事由が生じた場合において契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。
 - [6]お客様は、旅行開始後において、当該お客様の責に帰すべき事由によらず契約書面に記載した旅行サービスを受領することができなくなったとき又は当社がその旨を告げたときは、(1)の規定にかかわらず、企画料金又は取消料を支払うことなく、旅行サービスの当該受領することができなくなった部分の契約を解除することができます。この場合において、当社は、旅行代金のうち当該受領することができなくなった部分に係る金額を払い戻します。
 - [7]当社は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領できなくなった部分に係る金額から旅行サービスに対して、取消料、違約料その他の既に支払い、またはこれから支払わなければならない費用に係る金額(当社の責めに帰すべき事由によるものでないときに限り)を差し引いたものをお客様に払い戻します。

11. 当社による旅行契約の解除

1. 旅行開始前

- [1]お客様より企画書面に記載する期日までに旅行代金の支払いがないときは、当該期日の翌日においてお客様が契約を解除したものとします。この場合において、お客様は、当社に対し、企画書面に定める取消料又は企画料金に相当する額の違約料を支払わなければならないと認められます。
- [2]当社は、次に掲げる場合において、お客様に事由を説明して、旅行開始前に受注型企画旅行契約を解除することがあります。
 - a. お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。
 - b. お客様が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は、団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。
 - c. お客様が、契約内容に関し、合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
 - d. スキーなどを目的とする旅行における必要な降雪量等の旅行実施条件であって契約内容の際に明示したものが成就しないおそ

れが極めて大きいとき。

- e.天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- f.お客様が第3項(4)から(5)に該当することが判明したとき。

2. 旅行開始後

[1]当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても旅行契約を解除することがあります。この場合、旅行代金のうちお客様がまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分の費用から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いて払い戻しいたします。

- a.お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により旅行の継続に耐えられないとき。
- b.お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示に従わないとき、又はこれらの者、若しくは同行する他のお客様に対する暴行又は脅迫などにより団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
- c.天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与できない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能になったとき。
- d.お客様が第3項(4)から(5)に該当することが判明したとき。

[2]本項(2)の[1]の a、c の規定により、当社が旅行契約を解除したときは、お客様の求めに応じてお客様のご負担で出発地に戻るために必要な手配を引き受けます。

12. 添乗サービス

- 1. 当社は、契約責任者の求めにより添乗サービスを提供することがあります。この場合、添乗サービス料金及び添乗員の団体・グループに同行するために必要な交通費、宿泊費等は、旅行代金に含むものとします。
- 2. 添乗サービスの内容は、原則として旅行を安全かつ円滑に実施し、団体・グループ行動を行うために必要な業務とします。また、添乗員の業務時間は原則として8時から20時までとします。

13. 当社の責任

- 1. 当社は当社又は手配代行者が故意又は過失によりお客様に損害を与えた場合は損害を賠償いたします。但し、損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に通知があったときに限ります。
- 2. お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったときは、当社は(1)の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。

14. 特別補償

- 1. 当社のお客様が当該旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体に被った一定の損害について、旅行業約款特別補償規程の定めにより以下の金額の補償金又は見舞金を支払います。但し、特別補償規定第2章の事由による場合は、補償金等は支払いません。

- 死亡補償金:1,500万円
- 入院見舞金:2~20万円
- 通院見舞金:1~5万円

- 2. 当該受注型企画旅行日程において、お客様が当社の手配に係る旅行サービスの提供を一切受けない日(旅行地の標準時によります。)が定められている場合において、その旨および当該日に生じた事故による生命、身体に損害については、補償金及び見舞金の支払が行われていない旨について契約書面に明示したときは、当該日は「受注型企画旅行参加中」とはいたしません。

15. 旅程保証

旅行日程に下表に掲げる変更が運送・宿泊機関等が当該旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したこと等によって行われた場合は、当社旅行業約款(受注型企画旅行契約の部)の規定によりその変更の内容に応じて旅行代金に下表に定める率を乗じた額の変更補償金を支払います。但し、一旅行契約について支払われる変更補償金の額は、旅行代金の15%を限度とします。また、一旅行契約についての変更補償金の額が1,000円未満の場合は、変更補償金を支払いません。

当社は、下記の表左欄に掲げる契約内容の変更が生じた原因が以下による場合は、変更補償金を支払いません。

- ①天災地変 ②戦乱 ③暴動 ④官公署の命令
- ⑤欠航、不通、休業等の運送機関等の旅行サービス提供の中止
- ⑥遅延、運送スケジュール変更等の当初の運航計画によらない運送サービスの提供
- ⑦お客様の生命又は身体の安全確保のため必要な措置

変更補償金の支払いが必要となる変更	一件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
[1]契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
[2]契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その旅行の目的地の変更		
[3]契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへ変更(変更後の等級及び設備の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限りです。)	1.0	2.0
[4]契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更		

[5]契約書面に記載した旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更		
[6]契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更		
[7]契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更		

注 1. 「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降にお客様に通知した場合をいいます。

注 2. 確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取り扱います。

注 3. [3]又は[4]に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、1泊につき1件として取り扱います。

注 4. [4]に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

注 5. [4]又は[6]若しくは[7]に掲げる変更が1乗車船等又は1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船または1泊につき1件として取り扱います。

16. お客様の責任

- お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。
お客様は、当社から提供された情報を活用し、契約書面に記載されたお客様の権利義務その他の契約の内容について理解するように努めなければなりません。
- お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、提供された旅行サービスが、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

17. 事故等のお申し出について

旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに当社へご連絡ください。(もし、通知できない事情がある場合は、その事情が無くなり次第ご連絡ください。)

18. 個人情報の取扱いについて

- 当社は、ご提供いただいた個人情報について、1.お客様との間の連絡のため、2.旅行に関して運送・宿泊機関等のサービス手配、提供のため、3.旅行に関する諸手続のため、4.当社の旅行契約上の責任において事故時の費用等を担保する保険の手続きのため、5.当社及び当社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーン情報の提供、旅行に関する情報提供のため、6.旅行参加後のご意見や感想のお願いのため、7.アンケートのお願いのため、8.特典サービス提供のため、9.統計資料作成のため、に利用させていただきます。
- 上記 2. 3.の目的を達成するため、お客様の氏名、住所、電話番号、搭乗便名等を運送・宿泊機関、土産物店に、書類又は電子データにより、提供することがあります。
- 当社は、個人情報の取扱を委託することがあります。
- お客様は、当社の保有する個人データに対して開示、訂正、削除、利用停止の請求を行うことができます。(お問合せ窓口までご連絡ください。)

個人情報に関するお問合せ

窓口：株式会社日本コスパ

電話：052-588-7721

受付時間：平日 9時30分～17時30分(土祝 15時00分迄)

定休日：日曜日、年末年始、成人の日

19. その他

この条件書に定めのない事項は、当社旅行業約款(受注企画旅行契約の部)によります。



国内手配旅行条件書

※お申込みの際は必ずこの旅行条件書をお読みください。

この書面は、旅行業法第12条の4による取引条件説明書面および同法第12条の5による契約書面の一部となります。

この旅行は手配旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と手配旅行契約を締結することになります。この宿泊プランの手配は、当社「旅行業約款(手配旅行契約の部)」及び下記の条件によりお引き受けいたします。また、この案内に記載のないことは、「手配旅行契約約款」によります。

1. お申込みについて

1. 旅行代金の20%相当のお申込金(ご予約金)をお預かりいたします。
2. お申込金は旅行代金の一部として残金お支払いの際に精算させていただきます。
3. 手配旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受理した時に成立するものとします。

2. 旅行業務取扱料金

ご旅行の予約手配、宿泊券類の発行に対しては旅行業務取扱料金として次の料金を申し受けます。

取扱料金	宿泊機関と、運送機関・観光券等の複合手配旅行の場合	旅行費用合計額の20%以内
	宿泊機関のみの場合	宿泊費用合計額の20%以内
	運送機関のみの場合	運送機関1件につき費用500円(税別)

※特別手配・緊急手配を行った場合は、特別通信費としてその実費を申し受けます。

3. 取消・変更について

お客様の都合により変更または取消のお申し出があったときは宿泊・運輸機関の定める取消料のほか、当社は旅行業務取扱料金に加えて取消・変更に係る取扱料金として次の料金を申し受けます。

変更手数料	宿泊機関と、運送機関・観光券等の複合手配旅行の場合	変更に関わる部分の変更前の旅行代金の20%以内
	運送機関の予約・手配の変更	1件につき1,000円(税別)
	宿泊機関の予約・手配の変更	1件につき1,000円(税別)
取消手数料	宿泊機関と、運送機関・観光券等の複合手配旅行の場合	取消に関わる部分の変更前の旅行代金の20%以内
	運送機関の手配の取消	1件につき500円(税別)～旅行費用総額20%以内
	宿泊機関の手配の取消	1件につき500円(税別)～旅行費用総額20%以内

※運送・宿泊機関等の定める取消料、違約料、その他の名目ですすでに支払い、またはこれから支払う費用は、別途申し受けます。

※全ての旅行手配完了の後、お客様の申し出により、旅行を取消される場合にも旅行取扱料金を申し受けます。

また、手配の一部が終了している場合は、その場合に応じ取扱料金を申し受けます。

※通信連絡に関する実績(郵便・電話料金等)は別途申し受けます。

4. 取消の手続きと取消料

予約を取消された場合、または使用されなかった場合は、宿泊日を基準に各宿泊施設の約款で定める取消料率による取消料をいただき、残額を払い戻します。取消料の算出は消費税、入場税等を除いた基本宿泊料金を対象とし、各宿泊施設により取消料が異なります。

宿泊予約人数の全部又は一部の減少、取消に対して以下の表のとおり取消料が発生します。

人数の変更、取消が発生しましたら当社にご連絡下さい。緊急の場合は、直接該当機関にご連絡下さい。

当社及び該当機関が休日及び営業時間外の場合は、電話、FAX、メールなどのすべての伝達手段において取消通知をお受けすることができませんのでご注意ください。宿泊以外の取消料は、該当機関の約款に従ってご請求致します。

以下は、当社の定める宿泊取消料規定ですが別に宿泊予約時に書面による各宿泊施設の定める取消料規定の提示があった場合は、これを優先いたします。

取消の通知 を受けた日	当 日	前 日	2	3	4	5	6	7	8	14	15	30	31	60	61	90
			日 前													
宿 泊 予 約 人 数	1～10名	100%	50%	40%	30%	20%	10%	5%								
	11～20名	100%	60%	50%	40%	30%	20%	10%	5%							
	21～40名	100%	60%	50%	40%	30%	20%	10%	5%							
	41～100名	100%	70%	60%	50%	40%	30%	20%	10%	5%						
	101～200名	100%	80%	70%	60%	50%	40%	30%	20%	10%	5%					
	201名以上	100%	80%	70%	60%	50%	40%	30%	20%	10%	5%					

※宿泊の8日前までの取消は、予約人数の10%にあたる人数(端数切上げ)については取消料はいただきません。

※旅行に伴う宿泊、運送以外の施設等(体育施設等)によっては、取消を受けた日に関係なく取消料がかかる場合があります。

5. 免責事項

1. 当社は、旅行契約の履行に当たって、当社が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限ります。
2. 例えば、お客様が次に掲げるような事由により損害をこうむられても、当社は本項(1)の責任を負いかねます。ただし、当社の故意又は過失が証明されたときは、この限りではありません。
 - ア) 天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 - イ) 運送、宿泊機関等の事故もしくは火災により発生する損害
 - ウ) 運送、宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 - エ) 日本又は外国官公署の命令、外国の出入国規制又は伝染病による隔離、又はこれらによって生じる旅行日程の変更、旅行の中止
 - オ) 自由行動中の事故
 - カ) 食中毒
 - キ) 盗難
 - ク) 運送機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更など、又はこれらによって生ずる旅行日程の変更もしくは目的地的滞在時間の短縮

6. 個人情報の取扱について

1. 株式会社日本コスパ(以下「当社」といいます。)は、ご提供いただいた個人情報について、1.お客様との間の連絡のため、2.旅行に関して運送・宿泊機関等のサービス手配、提供のため、3.旅行に関する諸手続きのため、4.当社の旅行契約上の責任において事故時の費用等を担保する保険手続のため、5.当社の商品やサービス、キャンペーン情報の提供、旅行に関する情報提供のため、6.旅行参加後のご意見やご感想のお願いのため、7.アンケートのお願いのため、8.特典サービス提供のため、9.統計資料作成のために、利用させていただきます。上記2.3.の目的を達成するため、お客様の氏名、住所、電話番号、搭乗便名等を輸送・宿泊機関に(書類または電子データにより)、提供することがあります。
2. 当社は、個人情報の取扱を委託することがあります。
3. お客様は、当社の保有する個人データに対して開示、訂正、削除、利用停止の請求を行うことができます。

個人情報に関するお問合せ

問先窓口: 日本コスパ

電話: 052-588-7721 FAX: 052-588-7731

受付時間: 平日 9時30分~17時30分(土祝 15時00分迄)

定休日: 日曜日、年末年始、成人の日

